

平成25年6月甲良町議会定例会会議録

平成25年6月14日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問
第3 議案第35号 甲良町新型インフルエンザ等対策条例
第4 議案第37号 平成25年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
第5 意見書第2号 TPP（環太平洋連携協定）に参加しないことを求める意見書（案）
第6 意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
第7 請願第1号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める請願書
第8 議員派遣について
第9 委員会の閉会中における継続審査及び調査について
追加第1 山田壽一議員の議員辞職について

◎会議に出席した議員（12名）

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	丸山光雄	6番	木村修
7番	藤堂一彦	8番	丸山恵二
9番	金澤博	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	中川愛博
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
道の駅管理室長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設水道課長	若林嘉昭	住民課長	山本昇

保健福祉課長 川 嶋 幸 泰
社会教育課長 池 田 弥太郎
建設水道課参事 北 坂 仁

学校教育課長 塚 口 博
総務課参事 中 川 雅 博

◎議場に出席した事務局職員

事務局 長 陌 間 忍 書 記 宝 来 正 恵

(午前9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成25年6月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 木村議員および7番 藤堂議員を指名いたします。

日程第2、10日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、6番 木村議員の一般質問を許します。

木村議員。

○**木村議員** それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、サポートセンターの、2年前、23年の6月議会で質問をしまして、それで答えていただいた、そのときの答弁は、議事録によりますと、設計どおりに資材購入、あるいは施工管理の安田設計と書いていますが、多分これは安澤設計のことだと思えます。検査を受けて施工を行っているということ、これを述べられて、打ち合わせを頻繁に実施した経過があるということ、このような状態になることは予測できなかったというような答弁をいただいております。

その後、約2年が過ぎたわけですが、2番目にかつらぎの部分をお聞きしたいと思えますので、今の質問はかつらぎ以外でその後のふぐあいがあったかどうかというのをお聞きしたいと思えます。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 議員ご指摘のとおり、6月議会で説明させていただきました、一部手直し等がございまして、平成23年の9月議会において手直しの完了報告をさせていただきました。その後につきましてははふぐあい等、聞いておりません。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** わかりました。それであつたら普通の状態だというような判断をさせていただきます。

その次に、かつらぎの部分でお聞きしたいと思えます。

かつらぎの床板に関して質問したい。2年前に床板の修理の仕方が雑過ぎて私はだめだというようなことを質問したことがあったと思えます。要は、つまりそり上がってしまった床板を修理をしておられたんですが、あのときも言い

ましたけど、約幅10センチぐらいの床板を、なぜか、どういような、理由がわかってなかったんですが、10センチぐらいの床板を半分に切られて、カットされて補修してあったというようなことで、あれではだめだというふうに質問したこともあります。何とかしてもらえるように要望したことを覚えております。その部分で新しいふぐあいがあったと聞きましたが、どういうことだったんでしょうか。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 議員ご指摘のとおり、一部手直しをさせていただきましたけれども、その手直し後もまたふぐあいがございます、平成24年2月ごろです。床暖を使用していて、その熱によりまして、またかつらぎの方の部分のふぐあいが見つかってきて、その年の5月に、これではだめだということで全面床暖というか、床の張りかえを全部業者の方できるように指導してまして、全部張りかえをさせていただきました。それで、ひと冬過ぎておりますので、それ以後についてはふぐあい等は聞いておりません。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 よくわかりました。私も去年、今年の初めだったかもしれません。そのことをお聞きしまして、今現在使われておるということで、使われなくなった時点でまたどうなっているか、どうもないというように思っておりますので、今の答弁で十分だと思います。

今後、サポートセンターに関しての質問は、私、この先々はすることはないと思います。ということは、何かがあったとしたら福祉課の方から状況説明なり、対処の方法等々を説明してもらえることを要望しておきたいと思っておりますから、そういうことで今後質問はすることはないと思いますので、よろしく願います。

その次に、2番、交通ルール等々道路標識に関してちょっと質問させていただきたいと思っております。

ちょっと部数がないんですが、もし見ていただいで、交差点の図面があるんですが、これを見ていただいたらわかると思いますので、ちょっとごめんなさい、これで見れますか。この図面は、池寺地先の、要は高居自工、あるいは近泉合成繊維の工場がある部分の交差点の図面でございます。先日、この交差点が新しくでき上がりまして、このような図面があるわけでございます。でも、この図面としましては近々の図面ではなく、前主監、茶木主監のときの図面であったように思いますので、ちょっと古い図面だと。図面は古いんですけど、仕上がりはこういうことであったということを示しておる図面でございます。交差点の改良は結構なことだったわけでございますが、原状復帰というのが、今まで聞いておりますところ原状復帰というのが基本だというふうに思います。

が、ちょっと基本とは異なっておるということに関しての第1の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 何を聞きたいの。

○木村議員 公安委員会というか、警察というか、そういう方々は、この交差点はやりかえてくれはったわけですね。でも、やりかえるにあたって前の交差点とは異なってしまったということで、原状復帰が基本ではないのかという質問をしておるんですが、ちょっと通告書以外のことになりますやろか。

○建部議長 建設水道課長。

○若林建設水道課長 この307号線の交差点の改良工事でございますけれども、長年、10年ほどかかりまして地元池寺の皆様のおかげをもちまして、このたび24年度の繰り越しで連休前に完成したところでございます。確かに議員が申されますように、当初の計画、役場とか地元への説明は、この図面のとおり4カ所の歩道の設置がされておりました。その後、県が最終的に警察の方に協議をしたところ、警察の方が交通量というか、通行量が非常に少ないということで、この図面ではイトロの歩道については歩道を設置すると。ニとハについてはちょっと待とうというようなことございまして、このことをまた地元の方に説明しましたところ、話が違うということがございまして、再度県の職員と公安委員会の方に申し入れを行いまして、その結果が、今はイトロのところは、まず横断歩道を設置すると。ニとハについては、一応道路と歩道を仕切るところの歩車道境界ブロックがあるんですけれども、その高さが今は高いことになっているので、将来的に歩道ができない。それではいかんということで下げた形の歩道を設置してもよいという承諾と、指導線という形で横断歩道の線は入れないけれども点線で両サイドに入れるということまで警察が承諾というか、してくれましたので、これでとりあえずは工事を進めようということで進めさせていただいたわけでございます。

今後はまた地元の方との共同施設になるんですけれども、四面の歩道が設置できるように要望していきたい、こう考えているところでございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 申しわけないです。話はよくわかりましたし、ただ、今、課長も申されたように、ハとニの部分で、ハというのは307号線、本線の部分で、この地図上にある横断歩道はございません。ただ、あるのはちょっと上下にかかせていただきましたけど、破線の点々と、ちょっとマジックでかかせていただいた、そういうような破線が入ってハの部分でございまして、ニの部分にしましては、これも横断歩道はございません。点々でかいております上下のマジックの点々という破線が引かれておるだけでございまして。今、課長、答えてくれはったんですけど、今後早急にどのような話になっていくのか、要は4つ

の横断歩道ができ上がるということを取りあえず私個人としては望んでおるわけでございます。いろんな交差点があるわけですが、横断歩道だけの交差点、もちろん歩行者用の信号のついている交差点、多々ございます。でも、ここはなぜか307の横断歩道と、それから、上の方の横断歩道がなぜかないんです。そんなに費用がかかるような工事じゃないんですけど、ただ公安委員会の見解でこういうふうになってしまったと。そのことに関して非常に疑問を思いますので、なぜか、ぜひ県の方と折衝していただいて、公安委員会を納得していただくというような部分でぜひとも早急に進めていただきたいと思います。

それともう一つ、ついでですが、この信号に関しまして僕の思いですけど、あと2個、1カ所2個、上下線で、の歩行者の信号がつけられればきれいな交差点になろうかと思えます。そのこともふまえて要望という形ですが、ぜひ実現できるようにご協力お願いしたいと思います。

それでは、次に、横断歩道が2カ所になって横断歩道、イトロの部分ですが、2カ所になって、ハとニの部分が今も言いましたようにないんだということでございます。これは理解ができないということで今の要望になったわけですが、ハの破線とニの破線の意味がわからないんですが、もし答弁があれば聞きたいと思えますが、ハとニの破線の意味です。

○建部議長 建設水道課長。

○若林建設水道課長 先ほど述べましたとおりに、正式な横断歩道ができないということで、この横断歩道を渡るときに、普通に考えますとほとんど307号線の方が通行していると。ここの近泉の方から、玄関の方から来る車というのが非常に少ないと。それで、ここを通行するときには注意を払って渡っていただきたいというような警察の方の指導でございました。それで、先ほども申し上げましたように切り下げ型のブロックを設置し、この間、点線のところを通ってもいいよというような意味で、横断歩道みたいにきちっと規制的なものではないということでございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 今、ハの横断歩道の上に、ちょっと薄く横断歩道がかかれておるかと思えますけど、それが以前からの横断歩道でございました。だからこの横断歩道の部分でハの部分で絶対横断歩道、それと歩行者用の信号がつくものだと思っておりましたのが、残念ながらイの方に移りまして、イトロの横断歩道になったわけでございます。使用頻度というのは、多分警察、あるいは公安委員会の方はわからなかったんだと思えますが、そのことに関しましては地元の相談というような形にさせていただいたらありがたかったんですが、ハの以前からあった横断歩道というのは、この右上の方は畑が沢山あるんです。ですから、畑を利用される方がこの横断歩道を使われますので、今現在ハの横断歩道はあ

りません。だから、イの方に回って横断して、ニから右の方へ曲がって、それからずっと奥の方の畑に行くというようなとんでもない、いわゆる危険と時間とかかかってしまうというようなふうに思っております。ですから、地元の相談がなかったのが非常に残念だということでございまして、今まで言ってきたところともども要望という形で今後話を進めていってもらいたいというふうに思います。

それでは、次に、4番目になりますが、公安委員会、それから警察の交通課、あるいは町の行政、ちょっと正式名は忘れたんですが、町という形の質問をさせていただきたいと思います。ごめんなさい、3番ですね。3番です。

これは、おのおのの機関のかかわり合い方といいたいでしょうか、いわゆるどのような会議を持っておられるとか、そういうようなことをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○建部議長 これは今の交差点に関連してですか。

○木村議員 ごめんなさい、交差点は終わりました。今、3番です。公安委員会、警察交通課、町行政の役割分担はという部分でございまして。関係がないんだということだったらそれまでのことなんです。

○建部議長 だから、横断歩道にかかわっての役割分担ですか。

○木村議員 いや、交通全般です。交通ルール、道路標識等々、全般でございませう。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 三者の役割分担といえますか、総務課の方では各字の要望、それから危険箇所点検、学校、それから教育委員会等と現場の点検をさせていただいて、公安委員会、警察等の同席というのか、現場確認をしていただいて、その必要な道路標識とか、白線とか、そういうようなのを検討していくというふうなことになっています。一応行政、また字、町民の方からの要望がまず一番最初のきっかけかなというふうに思っています。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ちょっと大ざっぱな質問で申しわけなかったんですが、ただ、もう1点聞きたいことは、公安委員会に、いわゆる個人として問題があった場合に、個人として言いに行き話をして聞いていただけるのかどうか。団体で、あるいは自治体ですね。自治体として意見が言いたい場合はどのような方法で行った方がいいのかというようなことを聞きたいんですが。公安委員会、警察に、いわゆるお話し合いに行きたいという方法ですね。あれば教えてほしいということでございませう。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 その場合は、個人からではなかなか要望を受け入れにくいので、

やはり地元の区長さん等を通じていただいて役場の方へ、また役場から公安委員会とか警察の方に連絡するということになります。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 それが聞きたかったわけでございます。ありがとうございました。

その次に、4番目の質問に移りたいと思います。

このセンターライン、あるいはサイドラインの有効利用の名案があるというふうに書いておられますが、先日、国家公安委員会の委員長さんの談話が新聞に載っておりました。かいつまんで理解したところ、自動車のスピードのことが載っておまして、一般道路で、例えば60キロ制限であっても、その道によっては70キロ、80キロで走るといふ道があってもいいと思うというように載っておまして、若干の物議を醸しておられたようにございます。私が常々思っておることは、なぜかいわゆる警察、交通課の方は、違反金をとることにとちょっとこだわり過ぎておられるんじゃないかというふうには個人的に常々思っております。そのように取り締まりをされているように思うということがあるということでございます。40キロや50キロ、60キロのスピードで走れる道があるんですが、一例を申しますと、50キロの道ですと走っておって、突然40キロの道になるところが多々あるかと思っております。それはそのときに標識を気をつけて、40キロやということでスローダウンして対処すれば、それはもちろんそれでいいわけですけど、その先に、いわゆる通称ネズミとりということがやられておるところでございまして。

ですから、私はその40キロに、ここから40キロですよというふうに着たときに、その標識を見逃してしまっていて、前方は見ておるんですが、大体ああいうものは上にあるようなケースがちょっとありますので、もしも見逃して50キロのまま走っておいたらネズミとりのえじきになるというようなことが多々ございますので、私の名案と申しますのは、スピードの標識というのはやめにされて、センターラインとか、サイドラインを利用して、そのセンターライン、サイドラインのラインの色によってその速度を、その道の速度を決めておかれた方が標識を見逃して、いわゆる違反になるというようなケースは自分自身も、「あ、これはだめだったんだ」ということで反則金も払いやすいということがあろうかと思っております。

でも、標識を見逃したために違反を起こして、いわゆる反則金を払うというようなケースは、払う方もあまりすっきりして払えるような状況じゃないと思っておりますので、そういうようなことの考えは公安委員会等々に提案をしたいということなんですが、先ほどの課長の答弁どおり、やはり役場にそういうようなことを、ちょっとこれはさっきは団体ということだったんですが、これは私の案ですからどういうふうに話を持っていけばいいのかよくわかりませんが、そ

ういうことを提案する方法をもしも教えていただければと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 今、先ほど言いましたのは要望等のことをごさいまして、今おっしゃっている提案等につきましては、ちょっと再度確認して調べてでないかわかりませんが、多分直接聞いていただけるんじゃないかなというふうに思っています。また返事をさせていただきます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 よろしくお願ひします。

それでは、次、3番、教育委員会の諸問題ということで若干質問させていただきたいと思ひます。

以前も聞いたことがあったわけですが、教育委員5名様役割と、教育長、教育委員長役割がちょっと私の頭の中ではっきりしておりませんので、まず役割という部分でお聞きしたいと思ひます。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 それでは、お答えをしたいと思います。

今、木村議員からもありましたが、以前にもちょっと質問していただきました。もうご承知していただいているとは思ひますが、この際にごさいます、教育委員会の制度の仕組みなりを説明をしたいと思います。資料を皆さんにお配りをさせていただきます。A4版で裏表のある資料でごさいます。

まず、この資料でごさいます。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められていますことがまとめられておるものでごさいます。

まず、どちらが表かといいますと、教育委員会制度の仕組みと趣旨という方をご覧ください。

まず初めに、1番としまして教育委員会制度の仕組みでごさいます。教育委員会は首長、町長から独立をした行政委員会としてすべての都道府県および市町村に設置をされています。教育委員会は教育委員長が主催する会議で、教育行政における重要事項、基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行するものでごさいます。また、教育委員は非常勤で現職5人、任期は4年、再任可。これは皆さんご承知のように町長が議会の同意を得て任命をする教育委員さんでごさいます。教育委員長は、教育委員会を代表し、教育委員のうちから教育委員会が選挙をします。任期は1年でごさいます。教育長は常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命をするということでごさいます。

下の図を見てももらいますとよくわかっていただけるかなというように思ひます。首長がおられて、議会の同意を得て教育委員会5人が選ばれます。その中で教育委員長が選挙によって選ばれ、教育委員の中から互選で教育長が選ばれます。教育委員長の指揮監督のもと、教育長が事務局を指揮監督するというも

のでございます。

中ほどには教育委員会の制度の趣旨がございます。Aとしまして政治的中立性の確保を図る。Bとしましては、継続性、安定性の確保を図る。Cとしましては、地域住民の意向の反映ということで、甲良の場合、5人のうち保護者代表を1人入ってもらっているということになります。

続いて裏面をご覧ください。

まず、裏面では教育事務の役割分担というというのがございます。これでは教育委員会と首長、町長との職務分担を書かれております。教育委員会の職務として分担されておりますのは、表の一番上になりますが、まず、学校教育に関すること、例えば2つ目の教職員の人事、研修、3つ目の児童・生徒の入学・退学、そして下から2つ目の教科書採択などがございます。社会教育に関すること、文化財の保護に関すること、学校における体育に関することなどが教育委員会の職務として分担されております。じゃ、首長はどうかというと、下の表、箱の下でございます。甲良町にありませんが、大学、私立学校に関すること、そして、教育財産の取得・処分、契約の締結、予算の執行、これは首長にございます。

最後になりますが、下の表でございます。これは教育委員会がみずから管理・執行する必要がある事務ということで、教育長には委任できない事務でございます。6つの項目があります。例えば一番上に教育に関する事務の管理・執行の基本方針に関すること、教育委員会規則、規定の制定、改廃に関することなどなど、6つの大きな規定がございます。この6つの大きな規定を甲良町ではもう少し細かく事務委任規則で定めています。

このように教育委員会の制度や仕組み、役割があるということを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 よくわかりましたです。表面という表現でええのかな、の、いわゆる教育長は常勤で教育委員のうちから教育委員会が任命という項目がございます。その後ろの括弧書きで、教育委員長との兼任はだめだというふうに書いてございます。また、以前の話に戻るんですが、教育委員会のトップは教育長なのか、教育委員長なのかという部分はもう一度答弁いただけますか。

○建部議長 教育委員会次長。

○金田教育次長 今ちょっと問題になっているんですが、今は教育委員長がトップであります。これは今制度をどうするかというような議論にはなっています。

よく耳にされるとと思いますが、今は教育委員長がトップであります。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 これも私の思いでございますが、教育長は常勤でいてくださるとい

う部分でいいと思うんですが、教育委員長という方の、非常勤だと思うんですが、それが何かよくないんじゃないかと。やっぱり教育委員長さんも常勤という形の方がいいんじゃないかと常々思っておりますので、そういう質問をさせていただいたということでございます。今ちょっとその件に関しまして思案中とまいましようか、今の答弁通りで分かりましたので、私の思いとしては、やはり常勤で教育委員会を見張っててもらえるというような方が、方法がいいんだと思いますので、つけ加えさせていただいておきます。

その次に、スポーツ振興という部分で質問させていただきたいと思います。

先日、県会の方の広報がございまして、スポーツ振興に関する一文が載っておりました。ちょっと読ませていただきますと、スポーツ振興の基本法の制定に伴い、国主導ではなく、都道府県や市町村が主体となってスポーツ振興のために取り組みを行うことが重要になりましたと。法律が施行されて1年半が経過しますが、スポーツ関係者からは、望んでいた法律ができたにもかかわらず滋賀県は何も変わらないという嘆きが聞こえてきますと。例えば地域における少年少女のスポーツ推進活動のスポーツ少年団がありますが、県の関与は薄いというようなことが載っております。知事は、今議会で第79回国民体育大会の招致を表明いたしました。11年後だそうでございますが、国体で中心となって活躍する年代は現在の10歳前後の子どもたちでございます。子どもたちの運動能力を高めるために子どもたちを対象とする身近なスポーツ環境の充実が必要であり、県が積極的にかかわるべきだと思いますというような設問が載っておりました。それに甲良町もどうであるかというふうな質問をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○建部議長 社会教育課長。

○池田社会教育課長 今回の議員のご質問ですけれども、平成25年3月に滋賀県のスポーツ推進計画が策定をされました。実際にその中ではめざす姿と、それと5つの基本方針が示されたわけでございますけれども、具体的に今甲良町ではまだ取り組みまで進んでおらない状態です。県下の市町村もまだ策定の準備、これから等々進めていくところでございますけれども、平成36年、11年後に国体の招致ということに向けて、今、県下すべての市町村に県の体育の関係の機関からも市町村を訪問されて、各そういう競技の会場とか、そういったことの確認、ならびに振興に向けての取り組み、またまた今年度も、きのうも県の方からも要望がございまして、各市町村を回って行って取り組みに対して市町村の協力、あるいはすべての事業に対しての推進計画とか、そういったもののなかなか13市6町で規模も要望も違うんですけれども、その中で要望等がございまして、市町村に対しての要望に来られるんですけれども、それに向けて甲良町においても推進計画とか、そういったものが必要になってくるので

はないかなと思っておりますが、今、具体的な取り組みとしては大きくスポーツ振興に向けての取り組みが具体的なところはまだできていないところでございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 私も甲良町の体育振興委員という部分で長くさせていただいた経緯があり、現在はボランティアという部分で少し関与させていただいているということがあるんですが、もう長いもので担当の課長さん、それからその下の課員さんが沢山かわられました。それに伴って、やはり現実なかなか振興部員、あるいは推進委員というのは13カ字、1名ずつ、2名おられる、全部集まれば25、6名になるというような組織なんです、なかなか集まっただけがないということが非常な問題だと、苦い経験をしたというふうに思いますので、会議にまず出てきていただいているいろんな話し合いをするというのが基本だと思いますので、これは要望でございますが、課長もよくご存じだと思いますが、何とか部員さんに参加していただいて、けんけんがくがく、いろんなことを相談し、やって、いわゆるスポーツ振興の発展につなげていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いしておきたいと思っております。

その次に、③の問題ですが、小学校児童に関する各種障害を問うということで、私もすべてそういうような、いわゆる障害が何であるのかというのがもちろんわからないわけですが、1つ、小学校児童の中でこういうような障害があるというような部分を、どういう障害があるのかということをもっとお聞きしたいと思っております。よろしくどうぞ。

○建部議長 学校教育課長。

○塚口学校教育課長 まず、障害につきましてですが、いわゆる発達障害と言われるものがございます。発達障害と言われるものにつきましては、近年医学の発達により脳に原因があると言われていたようなものでございます。具体的に言いますと、小学校の場合ですと6種類の特別支援学級というものを設置できるようになっております。その6種類といいますのは、知的障害、肢体不自由児、病弱・身体虚弱、それから弱視、難聴、言語障害および自閉情緒障害という6種類でございます。

本町におきましては、両小学校にそのうち4種類の特別支援学級を設置しております。知的障害児、それから肢体不自由、それから弱視、自閉情緒学級の4種類でございます。人数は、知的学級につきましては4名、それから自閉情緒学級につきましては3名、それから肢体不自由は1名、弱視が1名という構成になっております。

ほかにも発達障害が疑われるといえますか、その傾向が見られるという子どもについてのケアも、いわゆる特別教育支援員というものによって対処してい

る現状でございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 発達障害の細かい細部にわたっての説明をいただきましたんですが、今、私が聞いたかったのは、どんな障害があるかということで、発達障害だけではないと思うんですが、発達障害だけですやろか。ほかの障害。

○建部議長 学校教育課長。

○塚口学校教育課長 いわゆる障害の分類の中で、発達障害というのはかなり大きい範疇を占めておりまして、いわゆる脳の中樞神経を原因とすると言われていたような障害につきまして発達障害というふうな言われ方をしております。

あと、思春期に特有のあらわれであるとか、そういうふうな障害もございます。起立性のものであると。起立性というのは、起立、気をつけの起立でございますので、いわゆる立ち上がったときに障害が出る。いわゆる立ちくらみという、そういうのは思春期特有のものとしてございますが、特にそれは検査の結果、血液検査等をしまして異常が出てくるというふうなケースは極めてまれでして、そういうケースは本町では聞いておりませんし、それにつきましてはそういう事情があるとは思いますが、特に取り上げてはおりません。

以上です。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。発達障害においては細かなところまで説明をいただいたんですが、僕がちょっとかじった部分では、発達障害はもちろん、起立性障害、あるいは多動性障害というようなことがあるそうでございます。起立性障害というのは、なぜか、いわゆる朝が起きられないというようなことがあるそうでございます。単に我々は、今までは、いわゆる疲れてまだまだ寝とるのやとか、サボって寝とるのやというふうな部分で理解はしておったんですが、どうもこれは病気の1つだそうでございますので、起立性障害、朝起きができないというようなことだそうでございます。ですから、それに関して生徒さんが、そういうような生徒さんがおられるならば、少し調べていただいて、これは木村が言うところの起立性障害だというようなことでちょっとチェックしていただいたらと思います。

もう一つは、多動性障害というふうに書いてございましたが、これは授業中になぜか歩き回るといような障害だそうでございます。私の小学校、中学校時代にもそういうお連れがございましたが、それがこの多動性障害に、今だったら多動性障害というような項目に当たるんだというふうに思っておりましたが、起立性障害、多動性障害等々あるように聞いておりますので、教育委員会としましては細かなケアをお願いできたらというふうに思います。要望でございます。

それと、この障害に関しまして、僕の思いですけど、各家庭でちょっと障害を持ったお子さんがおられた場合に、例えば甲良町にもございます県立の養護学校がございいますが、養護学校に通っておられる生徒さんは種々雑多、沢山おられるんですが、あの人、どうもないのというふうには外見では見えるんですが、生徒さんが見えるんですが、何かがあってももちろん養護学校に通っておられるんだというふうにも思いますが、ただ養護学校に通っておられると、いわゆる、極端に言いますとマン・ツー・マンで指導をしていただけるといような部分の大きなメリットという考え方でご父兄が送られておられるといようなことを話を聞いたことがございます。ですから、各家庭では世間体というのはすぐに気にする部分でございいますが、本人にとって何がベストなのかといようなことを、方法を考えていただいて、ご父兄にアドバイスをしてあげてもらえたらというふうにも思いますので、各種障害を問うという部分に関しまして要望を2件ほど言いましたが、今後そのようなことを取り入れていただいて、活動をしていただければと思います。

以上で、3番は終わりでございます。

続きまして、4番目の不正取水のことをお尋ねしたいと思います。

前回に、3月議会だったと思います、濱野議員が一般質問をされておられました。濱野議員だけではなかったんですが、阪東議員も質問されておられたように思っております。そのときにメーター交換を施工された業者さんの情報を述べられておられたように思います。私はそれを聞いて、えらいとんでもないことを述べられたなというふうにびっくりしておりました。その議事録を手元にあるんですが、一部読ませていただきますと、メーター交換をされた業者さんからの情報で、実際盗水があっても私たちの口からは言えないという言葉が出てきてございます。おそらくわかってありながら言うに言い出せないという部分があったんだということを述べられておりますし、実際にそのような話であるというふうに述べられてもおります。何かくすんだものがあるのは間違いないんですということを述べられて、最後に、業者さんがあると言っているんだからというように井戸水を、宅内をチェックしたらすぐにわかることだということで、そのことをチェックしていただいたらどうですかというふうに締めくくっておられております。

質問ですが、結論として業者があると言っているんだから、簡単にわかる話だからチェックしていただきたいというふうに結んでおられるわけですけど、まだあのときにも出てましたけど、20とか25とか、二十数件のことがとりざたされておりましたですけど、この情報を、これだけの情報で行政は行動できるか、できないかをお尋ねしたいと思います。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 一応水道法の17条で決められてありますとおり、以前も言うてましたけども、宅内についての調査ということは同意を持って行うということになっております。ですので、一応同意があつて初めての形になりますので、メーター交換はできますけども、蛇口をひねるなどの行為に至るといふことは難しいんじゃないかと考えております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 今のままではそういうようなことだということでございますが、この濱野議員が質問された、情報が本当のことなのか、いわゆるガセネタなのか、はっきりしない限り行政は動けないというふうにとってございます。理解しております。ですから、濱野議員の質問は、ちょっと不十分だったように思います。不正取水は山田議員宅だけではないというようなことがほかにはあるんだってというようなことを言いたかったための質問だったんだと思います。議員も役場職員も、そういうことがわかったら、すぐに関係機関に話すという義務があると思いますので、そういうふうにしてもらうことを要望しておきます。

それでは、最後、行かせてもらいます。

先日、今週の10日、月曜日に、私、一般質問の順番だったのでございますが、突如お葬式ということはどうしても休ませていただかなければならないという部分でそのように私はお葬式に行ったわけですが、火曜日の新聞を読みましたら、北川町長が出馬表明をされたというような記事が載っておりました。そうやったんや、私自身はその決断を、北川町長が決断をされたときに早くにも表明をされて、イコール新聞に載るといふようなことでございますが、一日でも早く表明をされておたらなと。3月議会で藤堂一彦議員が質問されておられました。そのときには、いわゆる人事の関係とか、交流村の関係とかでちょっと考えが及ばないというような答弁であったように思います。ですから、あのときにでも表明をできる状態であったのならば表明をしてもらいたかったというのが私のあれですけど、それよりも大事な人事のこと、それから交流村のオープン、本オープンというふうに頭の中がいっぱいだったというのは重々わかりますので仕方がなかったなというふうに思います。

3年と8カ月前になります。町長選挙がございました。たしか8項目ほどの公約があったように記憶しております。特に道の駅事業の見直しとか、縮小とかがメインの公約であったように思い、そういう……。

○建部議長 もう時間です。簡潔に。

○木村議員 交流村は、当初、北落地先でやられたときは日に2、3万円というようなことを聞いておりましたし、仮オープンのやられたときは10万から11万で、本オープンにして2カ月ちょっとなんですけど、聞くところによりますと30万というふうなふうに場所を移るたびに、規模が大きくなるたびに増え

ていっているというふうに聞いておりました、私も安心しておるところでございますが、まだまだレースに乗ったとは言えず、安心はできません。北川町長の責任として道の駅の民営化、不正取水問題の解決、その他諸問題の解決等々、私の周りの町民は期待して見守っておられます。私も甲良町の現状を打破できるのは北川町長しかおられないと思っております。甲良町の町政をそこそこ正常させてから次期へ送るといような責任があると思っております。そういうふうに思っております。もしコメントがいただけるならば、一言でもいいんです。コメントをいただけるでしょうか。

○**建部議長** 町長、コメントがいただけるかということで、今の質問に。

町長。

○**北川町長** 木村議員の方から大変お褒めの言葉をいただいております。私も3年7カ月前に町民の皆さんからご支持をいただいて当選をさせていただきました。おおむね私が公約に挙げさせていただいた部分についてはおおよそ達成できたのかなというように思っております。これも議員の皆さんはじめ職員の方から大変ご協力をいただいたおかげやというように感謝を申し上げたいというように思います。

ただ、積み残しもございますので、次期の選挙については10日の日の冒頭にお話しをさせていただきましたように、再度出馬をさせていただくということをサポートの皆さんと相談をさせていただいた結果、決定をさせていただいたということでございます。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** わかりました。ありがとうございました。

終わります。

○**建部議長** 木村議員の一般質問が終わりました。

次に、5番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 5番 丸山です。

それでは、始めます。

長い間町民、疑惑に感じている不正取水問題について行います。議員による盗水に、町民は強い怒りを持っておられます。この怒りが解職請求署名に45%の有権者の署名をしてくれていることがあらわれています。

じゃ、質問に入ります。

町の請求に対し、山田議員は損害金、過料、それぞれいつ、どれだけ支払ったのか、お答えを求めます。

○**建部議長** 建水課参事。

○**北坂建設水道課参事** 12月議会のときにも申しておりましたが、免れた金額、

過料請求につきましては、条例に定められたとおりに請求は行っております。以前ですけれども、情報公開請求ということがありまして、その場でも答申がありましたように、お支払いした金額については非公開となりましたので、今回は控えさせていただきたいと思っております。

あと、平成25年4月17日におきまして過料処分の取り消しの請求を大津地方裁判所に甲良町長を被告として訴えられました。係争中ですので、その辺も含めて差し控えたいと思っております。

以上でございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 損害金も過料も、分割で支払うことは許されないのではないかと思います。つまり、本人と家族が白状している時期は30年にもなるのだから、盗水がわかったときにすぐにでも払わせるべきではなかったのではないかと思います。いかがですか。

○建部議長 建水課参事。

○北坂建設水道課参事 今現在ですが、分割に納入はいただいております。それは法令で認められた分割納付ということでやっております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 一般の町民に対しては差し押さえ通告を出し、厳しい対応をしている。だったら議員は公僕だからより厳しい対応をすべきではないかと思っております。いかがですか。

○建部議長 参事。

○北坂建設水道課参事 差し押さえなどの行為につきましては、今後の課題ということにもなるかと思っております。今分割で納入いただいておりますので、問題はないと思っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 しっかりと請求していただきたい。

②に行きます。

山田議員が、父親がやったことだから責任をとったと言っているのだから、町は山田議員に対し父親の分も損害金の請求をすべきではないかと思っております。どうですか。

○建部議長 建水課参事。

○北坂建設水道課参事 旧の所有者ということでございますが、12年よりも前ということで請求を行う使用水量など、免れた金額の算定、そういうようなことも含めまして請求することは無理なのではないかということ解釈し、請求してはおりません。今、お支払いいただいている分を確実にいただくということを優先しております。

以上でございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 この盗水について、やり得を許さない町の毅然とした姿勢を示すべきではないかと思えます。町民の多くは長年盗水を許してきた町行政の弱腰に不信感を持っていることは事実です。この際、不正を許さない姿勢を示すチャンスではないかと思えますので、その不正に対しては毅然とした態度で対応してほしいとお願いしておきます。

3つ目、③、不正取水の場合、時効はどのようになっているのか。通常の水道水利用料ではないのだから水道料金とはならず、時効は当てはまらないのではないか。どうですか。

○建部議長 建設課参事。

○北坂建設水道課参事 先ほども申しましたが、時効の件につきましては係争中でございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 盗水はメーターを通さないで使っているから水道料金はわからない。だから、水道料金とせずに損害金として山田議員に請求をしたのではないか。どうですか。

○建部議長 参事。

○北坂建設水道課参事 水道料金は水道料金ですけれども損害賠償金ということで請求はさせていただいております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 京都新聞では、水道料金の未払いはさかのぼって2年を超える部分は免れた金額には含まれないと主張しているようだが、盗水が発覚したときから損害金が発生するのではないかと思えますが、どうですか。

○建部議長 参事。

○北坂建設水道課参事 先ほども申しましたが、まさに今そのことでの係争になるかと思えますので答弁は差し控えさせていただきます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ④に移ります。

山田議員側が、損害金と過料について、弁護士と相談して対応すると以前の議会で発言していたと思うが、支払わない、高過ぎるとか主張している裁判を始めたことがあるのかという質問を出していたが、その後、6月6日の新聞で、過料処分は違法との裁判を起こしていたことがわかりました。その内容を詳しく説明を求めます。

○建部議長 建設課参事。

○北坂建設水道課参事 先ほども申しましたが、係争中です。今おっしゃられた

とおりで、今現在裁判に入ろうかというところでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ⑤に行きます。

山田議員以外にも盗水疑惑が指摘されており、山田議員の問題を解決しながら全世帯を調査をやるべきではないかと思えます。先ほど木村議員も質問しておりましたが、ぜひとも、どういうふうに解決していくのか、説明を求めます。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 今現在、昨年からです全町にわたりましてメーター交換、漏水調査を3年計画でやっておりまして、本年も2年目ということで取り組んでいきたいと思っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 前回私の質問に答えた中で、職員が1件ごときっちり立ち会っておらず、ぐるぐる回っているだけでということはわかった。こんな調査のやり方で調査を言えるかな。不正が発覚するわけがないです。第一、業者に任せっぱなしでしょう。こんなものは調査じゃないんですよ。調査というのはもっときっちりやることが調査なんです。上からぱっと見ただけでは調査にならない。そういう調査をしてほしい。これはお願いしておきます。

最後に、町長にお尋ねします。

議員1人だけの調査と、告訴で終わらせようとしても町民は納得しないと思えます。町長のしっかりした姿勢を頼みます。

○建部議長 町長。

○北川町長 山田議員の不正取水については、もともとその調査ができた要因というのは、それぞれ議員皆さんが先頭を切って襟を正そうということから、それぞれ調査してもらってもいいですよというように承諾書をいただいた。そのことによって調査に入ることができたというようなことでございます。けども、じゃ、全世帯、一般町民の方、果たしてそれが可能かどうかというと、非常にこれは難しい。それぞれ全所帯の皆さんが、どうぞお入りくださいというような承諾書がいただけない限り、なかなかそれぞれの自宅に強制的に入るといことは、これは我々としても非常に難しいというようにも思っております。ただ、先ほど木村議員のお話にございましたように、濱野議員が前回の質問で、ほかにもそういう人がおるよというようなお話も一部ございました。しかし、これはきちっとした根拠がないと我々も調査に入ることもしないし、発言をしていただいたことによって、そのことが明確に盗水につながるような状況が確認できれば調査に入れるのかなというようにも思いますが、これは非常に、これも難しいのではないかとこのように思えます。議員の皆さんも特別公務員

でありますので、今後もしっかりとそういう部分で責任を持ってそれぞれ協力もしていただきながら疑惑のない、そういう水道のことにに関してだけでなく、全般的に見て責任を持った行政運営もさせていただきたいなというように思っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 承諾を得ないと入れないと町長は言っていましたが、では、この盗水問題、このままの状態で行くんですかね。やはり町長も次期町長にも出馬することだし、これ、やっぱり町民が一番疑問を抱いている問題ですわ、これは。だから、これ、一つ一つ片づけていかないと、町全体が前へ進んでいかないです。何かあったらあんなもの片づけられないで何を言ったってわからへんと、こういう言い方になるんですわ。だから、これは全力を尽くして、何らかの形で解決していけるようお願いしておきます。

次に、ごみ問題に入ります。

7月、8月がなぜ週2回の収集なのか、お答えください。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 議員のお尋ねの7月、8月につきましては、夏の衛生観念上、7月、8月については週2回を実施させていただいております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 暑い日の続くのは7月、8月だけじゃなく年間を通じて2回、今年に入ってまだ5月、6月も真夏日が多かったです。そういう意味で週2回を求めます。

2つ目に入ります。

9月から1回になってしまう理由は何か。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 先ほども答弁させていただきましたように、7月、8月のみが衛生観念上、週2回をさせていただいております。あとは週1回ということでご理解をお願いいたします。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 8月過ぎても9月ごろにはまだまだ暑い日が続くんです。そういうことも大いにあるので、7月、8月だけではなしに、週2回しかしておくことが矛盾しているのではないか、ほかの月はやらないということは何。と思いますのでよろしく頼みます。

③に行きます。

年間を通じて週2回の収集はぜひとも必要ではないかと思えます。よろしく頼みます。もう一度頼みます。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 先ほども言いましたように、7月、8月は週2回をさせていただいております。あと週1回ということで、住民課といたしましてごみの減量ということで23、24ということで、各字にもご協力を願ひまして、リバーセンターから場長を招きまして各字でも講演をしていただいております。また、今後ごみの減量を主にとすることを思っておりますので、今のところ現状そのままの7月、8月は週2回、あとは週1回ということにご理解をよろしく願ひいたします。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今、減量ということをおられましたけど、同じリバーセンターを利用している愛荘町、豊郷町、多賀町は、週2回を実施しているんです。甲良町はなぜ1回か。よその町では2回やっているんです。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 他町は週2回を実施されておりますが、甲良は1回ということでご理解をよろしく願ひいたします。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 私は週2回収集についての理由として、最近地球も温暖化で平均的に温度も上昇しています。それと、道の駅もできたことだし、せせらぎのまち甲良町にはイメージとしてはごみは似合わない。ぜひ週2回のごみ収集を実施をお願いします。願ひしておきます。

次に、問題に移ります。

同和特別施策の終結を。同和対策措置法が終わっていることはご存じですか。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 はい。平成14年3月をもって法律が失効しております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 終わっているのに何を根拠に同和対策と同じような補助策を続けているのか、説明を求めます。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 今の、補助策の。甲良町では平成11年の第2次甲良町総合計画に基づきまして、そこでも明記しておりますように、まちづくりの二本柱の1つに人権尊重のまちづくりを明記して取り組んでおりますし、平成22年の甲良町新総合計画におきましてもその位置づけをいたしまして事業を行っております。そして、22年に策定しました甲良町人権施策基本方針に基づきまして日常業務を行っております。

以上です。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 地域を限定した固定資産税の減免はいつまで続けるんですか。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 固定資産税の減免ということでございますが、この事業につきましてですが、同対事業が進む中で固定資産税の負担が増加している状況があると。その中で地域の方の生活安定とか、福祉の向上、そして、さらには同和対策事業の促進という目的で全国的に実施をしてきておるという中で、この平成、先ほど人権課長が申しましたように、平成13年度末、14年3月に地対財特法が失効しているという中で、全国的に、そして滋賀県下の市町においても、その制度の見直しというのが実施をしている状況があるということを知承しておりますが、その中で甲良町におきましては地域の実情、ですから、その目的とか、その現状を、地域の実情をふまえながら今後の協議を進めていくということが必要ではないかなというように考えております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 いろいろ述べられましたけど、法律が終わっているのに続けていることは納得できない。町行政は法律に基づいて仕事をしているのであり、法律がないのに続けているのはおかしいと思います。

次、③に行きます。

この施策を終了する年度を明確にすべきではないかと思いますが、どうですか。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 先ほど申し上げましたように、近隣の市町の動向等を注視しながら、甲良町での、ただ地域の実情というのがありますので、その中で、それをふまえた上で協議をしていくということで考えておりますので、現時点において終了時期というのは回答できない状況であるというように考えております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 北川町長が、10日に次期町長選挙に出馬表明をされたが、町政の公約の中に継続しないことを掲げる必要があるのではないかと。少なくとも愛荘町がやったように5年とか、3年とか、期限をつけて終了することを示すべきではないかと思っております。ぜひ実現をめざしてください。一応お願いしておきます。

質問を終わります。

○建部議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。15分間。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速質問に入らせていただきます。

町の「広報こうら」6月号に、6月1日からの水道週間の記事が掲載されていました。16ページであります。この記事の中にある、私たちの生活が豊かになるにつれ、蛇口から出てくる水道水が当たり前となり、水道水の大切さが忘れられようとしていますとのくだりがありますが、甲良町における盗水疑惑をきっちりと解明しなければ町民にはこの言葉がそらぞらしい呼びかけに映るのではないかと思いながら読みました。山田議員の解職請求署名が法定数を超えて、いよいよ7月21日、参議院選挙と同時に解職を問う住民投票が実施されることとなりました。そこで、このような問題が起きて議会議員が不正取水にかかわっている重大問題であります、どのように町行政としては受けとめ、対応されてきたのか。もちろん町長による告訴がされ、今までになかった請求がきっちりとされた点では以前も私、言いましたように評価をしてきたわけですが、この問題をこの間、どういように受けとめてきたかの見解を求めらるものであります。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 地方公務員法の第3条第3項第1号に定められておられますように、特別職の公務員という立場の議員さんと一般町民さん、責任的にも違うものをお持ちやと思っております。この問題にも慎重に取り組んでいっているつもりでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 特別公務員の大事な役割について、そのくだり、一部を紹介をしていただきましたが、先般、町民Aさんが情報公開を求めた件で、町が非公開とした決定を覆して、一部分を除いて開示すべきとする情報公開審議会の答申が出されました。その理由とした1つに、議員の役割と立場の重大さが述べられています。大変すばらしく、的確で普遍的な真理を突いた指摘であると思えました。紹介しますと、そのくだりですが、言うまでもなく町議会議員は町民の利益と町の公益の実現のために、また、行政の公平性、透明性の実現のために、率先垂範、これは模範を示すこととありますが、すべき公人の役割と立場にある。その点で一般町民と異なる責務を負っている。そのような立場にある議員が給水条例に違反し、不正取水による損害賠償と過料を請求されている本事案においては、その事実を公表することはどのような人物に対しても町が公平に行政を行っていることを広く町民に示す上で重要である、こういう指摘であります。

そこで、この問題は政治的な決断や、それから判断が必要だと思えます。水

道事業という町の一分野だけの問題ではありませんので、町長の見解を、また
思いを求めたいと思います。

○建部議長 水道課参事。

○北坂建設水道課参事 先ほども申しましたとおり、十分慎重に取り組んでいっ
ていくつもりでございます。

○建部議長 町長、何かありますか。

○北川町長 いや、もう、参事に。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 参事の思いも町長の思いも同じだと思いますが、12月議会、3月
議会でも北川町長が議員の役割の大事さに触れて答弁しているくだりがありま
すので、そこを尊重して今後進んでいただきたいと思えます。

2つ目に、山田議員の父親の損害金および過料、過料が父親に科せられるか
どうかは疑問ではありますが、その責任を払わせてこそ責任を果たしたと言える
のではないかとこのように思いますが、見解を求めます。

○建部議長 参事。

○北坂建設水道課参事 先ほどの丸山議員にも答弁いたしました、旧所有者に
つきましては請求することが困難であると解釈しまして断念いたしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題は、私が指摘するまでもなく、町の給水条例38条にしっ
かり定められてあります。山田議員が繰り返し主張している父親がやった責任
を自分がとると、自分は手を染めなかったけれども進んで責任を負うと言いた
いようですが、現実とは全く違います。町条例に基づいた過料処分は違法だと主
張をし、裁判に訴えました。その上、免れた水道料金に相当する損害金も一括
で払うのではなく、分割でしか払わないというのであります。父親がやった責
任をとるといふなら、全額支払ってこそ責任をとったと言えないではありません
か。町はふさわしい根拠で算出し、損害金を父親の分も請求し、支払わせる
べきではないかと考えます。これは、町水道事業、給水条例第38条で、家族
等の行為に対する責任を定めていますので、この規定どおり速やかに履行する
ことを求めたいと思えますが、見解を求めます。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 12年以上前の部分につきましての水量の把握であるな
り、請求するに根拠などが必要となってまいります。そのようなことについて
ちょっと判断しがたいということで断念をいたしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、断念と言いましたが、父親の分は請求を放棄することが決定済
みだということに理解していいのかどうかを尋ねたいんです。次の言葉は、署

名運動の際にかなりの多くの方から聞いた意見でした。山田議員をやめさせても町民がこうむった損害が返ってくるわけではない。損害金をきっちり取り立ててほしい。議員も頑張ってもらいたい。こういう区長で幾人の方も訴えられました。

そこで、先ほどの質問ですが、父親の分、これはいろいろ難しいことがあるので断念をしたことが決定済みということで理解してよろしいか。それとも、今後の推移によっては請求も視野に入れる、検討する。どちらかで答えていただきたいと思います。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 今の現在の状況では断念せざるを得ないというふうな判断でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今後新しい事実が出てくれば請求も可能という含みもぜひ持っていたきたいというふうに思うんです。

それで、次に、山田議員以外にも疑惑あり。これをあいまいにしたまま甲良町から不正がなくなったという評価にはならないのであります。木村議員も、それから、以前3月議会でも阪東議員が述べました。丸山議員が先ほども言いましたように、全世帯調査を避けて通ることができないというふうに思うんですが、再度お尋ねします。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 先ほどの丸山議員に答弁いたしました。昨年度からのメーター交換、漏水調査をあと2年間で全町をすべてやっていきたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 素人の私が調査方法を提起するまでもないわけですが、一向に山田議員以外の疑惑解明が進まないの、あえて提起をさせていただきます。

全世帯の調査を公平に行うことを明らかにした上で、止水栓をとめ、盗水用バイパス管、山田議員の自宅で発見されましたが、家庭内へ行くバルブ、これが敷地内に存在しないかどうか、確認をすることが大事です。その上で家庭内の蛇口をすべてあける。ここまで徹底した調査を終えてこそここまでこじれた盗水疑惑は晴れないと考えるわけですが、見解を求めます。

○建部議長 水道課参事。

○北坂建設水道課参事 調査方法であります。全部の蛇口、中の方に入るといふようなことはなかなか難しいのかと。一番近くの蛇口を空気抜きとしてあけるといふことはありますが、中まで踏み込んでいふことは困難かと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 先ほど言いました、その調査は、任意調査、強制力のある調査ではないということを枠組みとして、前提として私も言っています。ですから、町の側での工夫と道理性が要るわけですが、町条例と、それから水道法をどう活用するかという問題であります。それを活用する上では職員の体制が水道建設課が合同して水道に従事する専門職が非常に少なくなっていることを、この機会に説明をするための特別の体制が必要だということも提起をしたいと思うんです。

水道法の17条を改めて見ますと、以前の答弁で同意書というように書面を表現されていますが、水道法では書面と限定をしていないんですよ。その確認です。

それと、町給水条例でも必要があるとき給水装置を調査することができるように定めています。同意書という書式が必要不可欠なようにこの間答弁をされてまいりました。町長も同意書が必要であって、同意書がなければ強制的な調査ができないというように言われましたが、この点で任意調査の範囲、ですから、この同意書が不可欠という判断ではないと思いますが、確認をお願いします。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 水道法の第17条におけます同意を得るということの判断でございますが、条文の中では同意を得るということのみでございます。どこまでの調査を行うのかというのははっきりとした上での同意ではないかと思っております。ですので、同意書ということにこだわっておったということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで水道法の第17条と町水道事業給水条例の第34条は、任意調査の枠内を定めています。それを適用するためには調査理由の、先ほども言いましたように道理性、そして客観性が重要だと思います。つまり、公平にこの疑惑をきっちりと解決する上で全町的にこの取り組みをするんだという、いわば住民合意ですね。これをつけていく必要があると思います。例えば、全世帯を順次調査していますなどの公明正大な取り組みをぜひ工夫すべきだと思いますし、町の職員の特別な体制で行うと。

聞きますと、多賀町は1年を通じてメーター交換をしながら不正取水があるからということではおられないと思いますが、ちゃんと水道の管理という点で行われているというように思いますが、こういう調査理由を任意調査の枠内で定めていく必要があると思いますが、見解を求めます。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 任意調査ということですが、同意をどのように

取りつけていくのかということは今後また考えていかなければならないのかと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 調査の現場を想定しますと、私は議員ですので同意書を提出しました。留守中でしたけども、職員の方が調査に来られて調査をさせていただきますというので止水栓を閉め、宅内の蛇口をあけるといふ行為があったことを家族から聞きました。それは、調査に入る時点でそれぞれの各家庭に宣言といいますか、お伝えをすれば、特段嫌ですという家庭もあるかと思っておりますけども、どうぞというのが圧倒多数であります。そういうことをクリアして、越えて、全世帯調査に進む。そして、その後、疑惑のある家庭については特別な体制をきっちり相談して進めるということが必要だということを提起をしておきたいと思っております。

次に、2つ目の問題です。

若い世代が暮らせるまちは高齢者にとっても住みやすいまちと言えるのではないかというように思います。まちづくりに一生懸命取り組んでおられるご家庭でも、親御さんの方から子どもたちに、跡継ぎのことは考えなくてもいい、こんなようなことが言われているという話を聞いて、大変心が痛みました。人口減少の原因は1つだけではないと思っておりますが、誰もが平等に心置きなく暮らせるというテーマは、その土台となると信じています。北川町長も人口減少に歯どめをかける施策を掲げると立候補表明の報道で知りましたが、そうした土台の上に若者の願いに応える施策の充実が求められているというように思うんです。

1つ目の質問は、妊婦さんの感染の場合は障害が発生するリスクが最近多く指摘をされています。風疹予防接種の補助、1万数千円、ないしは2万円近くかかると聞いていますが、その何割か、ないしは全額の補助を実施すべきだというように思っていますが、見解を求めたいと思っております。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 現在、湖東圏域の1市4町で、この件に関しましては広域でやらなければ意味がないということで実施の方向で調整をしておるところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、課長が言っていただきましたとおりだと思いますね。甲良町だけに蔓延する問題ではないので、広域行政、つまり県が音頭をとって全町、全市が実施できるようにぜひともしていただきたいと思うのであります。

全国的にも補助制度を実施する自治体がぼつぼつと先行的に広がっています。報道で見ますと、野洲市が実施することが報道されました。その先鞭を切って、

県もみこしをあげ、そして、近隣、滋賀県全体が実施をできる方向をぜひ求めていきたいというように思います。

2つ目に、子どもの医療費無料化の中学校卒業までの拡充を進める問題であります。この点でも隣の豊郷、それから多賀、これが先行的になりました。米原市もこの施策で一つ一つ前へ進めています。近隣自治体が充実をし、甲良町でも実現への願いが膨らんでいますし、最近、若い世代がメールで多賀、豊郷が実施したというのはすぐ連絡が入り、お話をしたお母さん方が、甲良も実施してもらえんのかなというのがありました。

そこで、2つ目は、充実のための財源規模ですね。これは財政があるからする、財政がないからできないということではなくて、子育ての、先ほど言いましたように、世代を応援する大きなテーマ、大事なテーマという視野で取り組んでいただきたいわけですけども、見解をお願いします。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 西澤議員がおっしゃるとおり、この件につきましては、近隣がやっているのでしたいところではあるんですけども、甲良町ではやはり財政が大変厳しい状況でございまして、現在のところでは現在の状況のまま中学生までの入院までということ考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 以前、私の質問に答えていただいて、入院は15件、そして通院でありますと150件ほどレセプトがあるというように言われていました。財源は1,300万ほどというように記憶していますが、改めて財源規模を示していただけますか。実施する場合の財源規模を示していただけますか。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 以前につきましてはかなりその額で最高限度ということでは言わせてもらったと思うんですけども、以前、小学校まででしたらどうかということは一応算定、これもあくまでも医者にかかれるか、かかれんかがありますので、財源としては1,000万ぐらひは必要ではないかなということ報告もさせていただきました。それで、中学生までを入れると1,200万から1,300万ほどは必要ではないかなという思いは持っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 小学校の間、特に低学年は罹病率が高い。中学生になると抵抗力ができて罹病率はうんと減っていくというのが全国的な事例だというように思いますので、財源の問題ではなく、子育てを応援するという角度でぜひ取り組んでいただきたいというように思うんです。

次に、学校給食の民間委託、それから、巨大センター方式、広域化の流れが強いように見受けられます。しかし、お手元に配らせていただきました「農民」

という新聞、これは農民運動全国連合会が発行する新聞の5月27日号であります。学校給食に半額補助をしている記事であります。この自治体、事前にこの資料は関係課にお渡しをしていますので、この記事、それから、そういう取り組みを見ての感想をまず、検討の価値があると思っておりますので、回答よろしくをお願いします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 記事の感想は別にしまして、質問に出ております件につきましては、昨年の12月議会で、全協で十分に議論もしていただき、本会議で議決をいただきました。肅々と彦根、豊郷と協議を進めているところでございます。よろしく願いをします。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私が事前にお渡しした資料であります。その町は、6,500人です。甲良町よりも小さな町です。中学3年生までの医療費全額補助、そして、第3子の保育園無料、その上に学校給食の半額補助も2012年から実施していると言います。この町でも民間委託が検討された際に、直営方式との経費比較を検討した結果、直営の方が安くできることも判明をして、議会で全会一致で直営方式を継続したと言います。私が注目したのは、半額補助とともに、食材費を抑えることができているのもなるべく地元産の食材を使った給食が守られているというところでもあります。地元農家と業者の協力も人並みでないというように推測をされます。この取り組みの精神を学ぶ価値は大きいと思っておりますが、改めて見解を求めたいと思っております。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 おっしゃるとおり地元産を使っていくというのは今の広域の中でも議論をしていることでもありますし、当然給食費を抑えていくという議論もしていただいているところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今度、彦根市、豊郷町との広域で民間委託となる計画ではありますが、地産地消の実行確保が私は危うくなるのではないかと心配をしている1人です。定住自立圏の広域化で甲良町にとって不利になると判断した場合、撤退もあり得ると昨年12月議会で答えられたと思っておりますが、この地産地消、食育などのテーマを考えれば、現時点でも不利な状況は私から見れば明らかだと思っております。

神崎町の施策を貫いている心は、将来を担う子どもの教育への力の入れようだと思いますので、改めて今進めている広域化、定住自立圏に基づく広域化の中での甲良町の主張、テーマの点で、この甲良町にとって不利益な状況と判断できる材料は今のところないのか、それとも今後、27年供用開始というよう

にしていますので、1年とちょっとございますよね。という点では進捗状況、細部ではないと思えますけども、その状況での心配要素が考えられます、私は。その点ではどうでしょうか。改めてお尋ねします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 まず1つは、今のところ甲良町にとって不利というような事項は上がっておりません。それと、ご承知のとおり彦根市長がかわられました。選挙の関係で若干事務局会議が開かれていなかったのも事実であります、このたび彦根市長も、この給食事業につきましては継続が必要やということで表明され、事務局の方からも7月の頭からまた会議を再開という連絡も入っているところでございます。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この千葉県神崎町の取り組みで貫かれている精神をぜひ学んでいただきたいというように思っています。

次に、改良住宅の払い下げ事業についてお尋ねをしてみたいです。

当該事業の進捗状況と課題をどのように整理をされているのか、ご報告、説明をお願いします。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 現在、改良住宅譲渡検討委員会におきまして、改良住宅の譲渡の基本となります甲良町改良住宅譲渡基本方針を定めますため、現在まで全改良住宅を対象として譲渡する方向で検討を重ねていただいております。譲渡の趣旨、期間、対象者、価格、代金の支払い方法等を検討願っております。現在のところ、基本方針の内容としましては、おおむね65%の進捗と見ております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私ども議会には、この基本方針、6割の進捗だということですが、公開される状況ですか、進んで私どもにいただきたいと思っておりますが、見解をお願いします。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 正直なところ、素案というところでまだ議員からも申されています課題という部分もありますけども、まとめれば当然出させていただくことになろうかと思っておりますので、そのときにはまたよろしくお願ひしたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そうですか。素案という段階で基本方針が6割定まってきた。つまり基本方針を定めて6割進んでいるという意味ではないんですね。素案の段階ということなんですね。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 済みません。ちょっと説明が不十分で申しわけございません。

基本方針の中身の部分がまだ65%までしか行っていないという意味でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで2つ目に進みまして、当該事業は非常に大事な事業だと思います。重要性をどういうようにしてとらえながらこの素案づくり、そして、基本方針をつくられているのか、基本の基本というところだと思いますけども、お尋ねをします。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 少し長くなるかもわかりませんが、済みません。甲良町の改良住宅につきましては、昭和49年度から平成元年度までの16年間にわたり114戸を建設してまいりました。そして、滋賀県の方では、平成9年に今後の同和行政に関する基本方針として改良住宅の部分をうたわれてまいりましたが、譲渡要件の緩和等につきましても国の方に引き続き要望を出される基本方針が出されました。そして、同和対策措置法が、関連法が14年に失効し、十数年が経過していることから新たな転換期を迎えていると言えます。このような情勢からこれまでの改良住宅に行ってきた施策を継続することは一般公営住宅の管理や周辺地域との整合性に欠け、望ましい状況とは言いがたいことから、改良住宅の持ち家化を図り、地域住民みずからがまちづくり、住まいづくりに関心を高め、みずからの住宅環境の向上を図り、地域の連帯感を広めていくことを目的に改良住宅の譲渡に取り組むものとしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 改良住宅の払い下げについては、事業開始当初から予定されていたことであります。通常入居から11年11カ月経過すれば、相応の代金で払い下げると説明されていたというように思います。この事業が完了することは、同和対策事業を完結させる上で欠くことができない取り組みであるという位置づけを明確に持っていただきたいとと思います。法が終了した中でも甲良町における持ち家住宅と、そして改良住宅。持ち家住宅にすぐさま進まなかった方が立ち退き等に応じていただいた。その見返り、代償というように改良住宅は施工されています。その点でもこの明確な位置づけをしていただきたいと思いますが、見解をお願いします。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 先ほども申しましたように、重要な課題として取り組んでおりますので、よろしく願いいたします。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 その位置づけについて、読み上げられましたペーパーが後でいただければありがたいと思います。

そこで、3番目の払い下げ額の査定は、合理的な基準が適用されてくると思いますが、どこまでの作業ができているのか、説明をお願いします。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 現在のところですが、譲渡価格の基準金額につきましては、不動産鑑定士による鑑定価格を採用する方向で検討しております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今も言われましたように、この事業を早期に完了させた大津、日野町、安土町とは違って、遅れて取り組んだ虎姫、豊郷町では、不動産鑑定士などの合理的な基準を適用して、安価で住民合意を凶ったと聞いていますが、そういう虎姫、旧虎姫であります。旧虎姫町、そして豊郷町の取り組みに学ぶということやられていることいいんでしょうか。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 正直なところ、甲良町の場合、少しスタートが遅れました関係で、関係市町のいろんな情報をいただきまして甲良町の方も取り組んでいる状況でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、これから対象町民への説明をされていかれるというように思います。それで大事なものは、やはり早期に完了させれるべきところがなかなか進まなかった原因も率直に行政として報告をし、住民の合意、関係町民はもちろんでありますけども、町民の税金や国の財政力を活かした同和対策事業、そして改良住宅の建設というように進んでいますので、その点の説明をぜひ前提としてしていただきたいというように思います。対象町民への説明、これからのどのような段取りで進められるのか、説明をお願いします。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 改良住宅の譲渡の件に関しましては、広報等での周知、また、譲渡対象者への説明会の開催等、決定しました基本方針をもとに説明を行う予定であります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 以前も山崎太美課長のときに、私、提起をさせていただきました。大津や日野、安土などでは家賃としていただいたお金を払い下げのときのプールの基礎金額に充てておられました。そういう点では入居の当時からそういう合意と、そして、払い下げの段階で追加金はいうんと少なくなるというので払い下げ事業が進展しやすかったというように思います。そういう点でも甲良町の遅れた取り組みをきっちり総括をして、町民に率直に今後終了していく上で

は大事な点ですからというので協力を求めていただきたい、説明をしていただきたいというように思います。

次に、原発ゼロをめざす発信が必要であることを提起を、質問をさせていただきます。

この問題は、私が言うまでもありません。いまだに15万人以上の方々が避難生活を余儀なくされて、ふるさとに戻れない人々が数十万人の単位で存在すること、高濃度汚染水があふれ出す危険が近づいていることなど、収束とはほど遠い現状が隠し切れずに次々を明らかになっており、事故の原因も解明されていません。

一方、福井、若狭の周辺には原発銀座と言われている原発群が林立しています。最近、南海トラフの巨大地震の発生の危険度が引き上げられています。そこで、琵琶湖と滋賀、甲良町住民の安全を考えて、原発ゼロの立場を自治体としても、県下の自治体としても明らかにする必要があると思いますので、見解を求めます。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 原発ゼロと言われますけれども、甲良町の基本的な姿勢としては、代がえエネルギーの早期開発ということをもふまえて段階的に原発減と、削減というふうな、将来的にはもちろん原発停止、ゼロというのをめざしますけれども、今即今という形では今のところ考えていません。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 原発ゼロについては、政府の政治決断が非常に大事になってきます。それを促す上で地方の発信もまた逆に大切になっています。原発の場合については取り返しのつかない、他の事故とは異質の巨大な被害が発生する事実を私たちに突きつけられました。そういう点では、即今、原発が停止をしないうちに核物質の拡散などの危険性を一日も早く取り除く上では原発ゼロの決断を政府に求めていくという立場が大事だと思いますが、改めてお尋ねします。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 もちろん原発でそういう放射能の影響等はかなり人体に影響を及ぼすということで直ちにとめていただきたい気持ちはありますが、いろんなことを考えますと、なかなか町としてもなかなか決断が下せないという立場があります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 2つ目の再生可能エネルギーへの転換を促進する上でも政治決断、原発ゼロを求めていくというのが非常に大事であります。甲良町として取り組める課題に挑戦が必要だというように思っていますが、この点での見解を求めたいと思います。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 甲良町としてはそんな大きなことはできませんけれど、再生エネルギーとしましては、考えられるとしましては太陽光発電が考えられます。太陽光発電につきましては、議員もご承知のとおり屋根に設置する方法と地上に設置する方法とがございます。地上に設置しますと土地の有効利用とかから考えますと、やっぱり屋根の方がいいかなという考えも持っております。ただ屋根に設置するにあたりましては、やはり建物の構造計算、強度計算が必要になってきますので、それをしていただいて、その中で太陽光パネルを設置して、もつかもたないかという判断をしていかなだめやと思っておりますので、それも、その後もたないということになりますと補強工事等を進めていかなだめやと思っております。

それとまた、設置キロワット数によって相当費用がかかってまいりますので、町単独ではなかなか大きな工事になってきますので、できるだけ補助金をいただいてという形のを考えていきたいと思っております。現状としましては、今考えていますのは、例えば10日の日、町長が申しあげました防災センターもありますので、その屋根に設置する方法とか、また、公民館、それから役場の屋上ですね、そういうことが考えられますので、そんな点もいろいろと今後考えていきたいなというふうに思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 最近、大規模に太陽光発電パネルを設置している光景が町内でも目立つようになりました。甲良町の地形、風土にぴったりのものが今のところ見当たらないとしたら、やはり普遍的に利用できる太陽光ではないかというように思うんです。

そこで、現在、公的施設で利用している、利用、設置しているところと総出力の合計はどれだけになるのか、説明願えますか。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 キロワットはわかりませんが、設置場所は、西小学校、それから呉竹センター、それから水道事務所、それと支援センター、この4カ所がたしか設置されていると思います。おおむね4キロワット前後やったと思っております。支援センターが10キロワットということですが、1施設当たり。以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 4カ所、それで詳しいデータは後で資料をまたいただきたいと思いますが、総電気使用量に対する割合ですね。どれだけ減少率がこの4カ所であったのか。4キロ、4キロ、支援センターが10キロですか、ごくわずかだと思っておりますけれども、その率をまた説明資料をいただきます。

そこで、3つ目ですが、東京電力福島第一原発事故の収束とはほど遠い現状が蔓延しています。大飯原発の再稼働に際し、去年ですが、5月29日付で町長の町のコメントが発表をされています。マスコミへの取材に応じたの発表だというように思いますが、私はこの7つのコメントを見まして、ぜひとも今の現状から見て収束とはほど遠い現状がありますので、この7つの内容を見直す必要があると考えているわけですが、見解をお願いします。

○建部議長 町長。

○北川町長 昨年の6月のコメントをもう一度復唱させていただきますと、まず、地元自治体ならびに地元議会の了解の判断を重視ということは、地元を優先的に考えて判断をするということであります。それと、地元住民の関連企業への就労確保と生活保障ならびに原発立地に対する配慮。3番目に、原発による発電コストがほかの発電コストよりかなり安く上がることから企業の製造原価に占める負担が少なくて済む分、企業の収益にも貢献をしている。4番目に、それぞれ自治体に立地の企業の業績が立地自治体の税収に大きく影響することからも発電コストの安価な原発発電の即時中止は非常に厳しい。5番目に、夏場の電力不足に対応できるのは原発しか今のところはないと。6番目に、夏場の停電が発生すると、企業にとってはラインの停止は大幅な損害が発生し、再稼働には何日もの無駄な準備が必要から、大幅な経費負担が企業の収益の悪化につながるということで避けられないと。7番目に、原発にかわる低コストの代替エネルギーの早期開発で段階的に原発削減と将来的には原発停止に向けて進めるということで、先ほど総務課長が言いましたことと全く同じ考え方でありますが、私も原発については最終的には停止にさせていただくのが一番ベターではあるけれども、現状の段階でいきなり即停止ということは非常に難しい。特にこの4月から電気料金も大幅に上がりました。円安が進むことによって、いわゆる火力発電等の原油の輸入金額が大幅に上がってきているということから、原発を稼働しない限りどんどんどんどん電気代の発電コストが高くなるというような現状の中では厳しいのではないかと。

1つ、明るいニュースと言え、アメリカでシェールガスが発見されて、それが日本も商社を通じて大阪ガスや中部電力がそのシェールガスをLNGにして輸入することによって火力発電のコストも下げられると。2、3割下げられるというようなことでアメリカも日本に輸出をオーケーするというようなニュースも入ってきておりますし、先ほど住民課長が説明しましたように、太陽光、そういうものも施設整備をする中で順次取り入れていくことによって少しでも我々もそういう部分の代替エネルギーを活用すると。

今、原発のそれぞれの原発の場所では、例えば、今、津波によるそういう大きな事故が起きる、そういうことを防ぐために防潮堤を高くした工事をどんど

ん進めるなり、そして非常電源が確実に作動するという、そういう改良を含めて、それぞれ電力会社が総力を挙げて今対策を立てているというようなことをございます。したがって、原発そのものも安全が担保できたら、大飯原発の3号機、4号機だけではなく、安全の確保できた部分から少しは稼働もしていただきながら、その中で、そのスパンの中で代替エネルギーが活用できる方向を探りながら進めていくということが今の段階では必要かなというように思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題は、今安全が担保できたらと。担保できないのが、あの福島の事故なんですね。これは現実には事実として私たちに突きつけられました。それで、この7つのコメントで私は人の命の上に企業活動が置かれているという点では、この部分については容認ができないんです。そこで、福島応援セールも取り組まれた経過があります。福島にとって最大の応援は、原発事故を二度と起こさないふるさと、日本をつくるというメッセージではないかと思うんですが、改めて見解を求めます。

○建部議長 町長。

○北川町長 これは、先ほど安全の担保の話をしていただきました。福島原発については、それぞれいろんな言葉が出ておりますが、想定外の事故というような言葉も出ています。これは今までに例のない、過去に全く例のない大きな津波が来たということは想定ができなかったということから、非常電源の稼働に支障ができた。そのことによって水素爆発を起こしたことによって放射能が蔓延してきたというようなことであります。だから、そういうことを教訓にしてこの対策をしっかりと立てることが非常に大事でありますし、私たちは福島の皆さんが大変ご苦労されているということについての応援をしましょうということで支援物資を持って福島にも寄せてもらったり、あるいは、福島の農家の皆さんが売れないということで不評を買っている、風評被害のそういうものも手助けをさせてほしいという思いでそういう果物も安全を確保された。佐藤知事の安全が担保された部分についてはこちらでも頑張って売らせていただこうというようなことでの協力をさせていただいたということをございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 このコメントの中にもありますように、発電コストがかなり安いというのも、それから、夏場の電力不足が叫ばれてきましたが、今年の夏も、それから今期の冬も、全国で乗り切った実績は動かしがたい大きなものがありますし、私たち人類が学んでいくということが大切だというように思います。一地方の発信でありますけども、大事な、重要な政治的立場、政治的発信を続け

ていきますので、事実を見ていただいて、ぜひ未完成の技術である原子力発電というところでいろいろの事故の原因もまだ究明されていません。そういう点では冷静に私たち、見ていきながら、原発に頼らない社会、そして、経済生産についてもそういう効率を求めていく。再生エネルギーへの転換を図っていく必要があることを求めて一般質問を、私、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○建部議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

次に、日程第3 議案第35号を議題といたします。

新型インフルエンザ等の対策条例でございます。

本案についての討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、日程第4 議案第37号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

平成25年度の一般会計の補正予算、これは町民の暮らしや実感、労働者の賃金の目減りや年金の引き下げなどを考えますと、暮らしにもっと温かい施策を充実させるということが盛り込まれることを求めていきたいというように思っています。

この中にあります太陽光発電の設備設置補助金を、最大10件追加する補正であります。再生可能エネルギーへの志向が強まっている時勢から言えば極めて不十分だと思います。今後の需要を引き出すことを促し、さらに希望者が出れば20件分は用意すべきだということに私は思います。来期の継続をまた打ち出してほしいというように思います。今回、補正で申し込みオーバーをした方をフォローするために増額したことを評価して、賛成討論としたいと思えます。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席を願います。

起立全員であります。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第5 意見書第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 意見書第2号 TPP（環太平洋連携協定）に参加しないことを求める意見書（案）。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成25年6月14日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明議員。

賛成者 同じく丸山光雄議員でございます。

○**建部議長** 本意見書については西澤議員から提出されておりますので、西澤議員、提案説明を求めます。

西澤議員。

○**西澤議員** 文案を読み上げさせていただきます、提案にかえさせていただきます。

TPP（環太平洋連携協定）に参加しないことを求める意見書（案）。

安倍内閣は、3月15日、TPP交渉参加の正式表明以来、4月20日、TPP交渉参加11カ国の同意を取りつけ、交渉参加への道をひた走っています。24日には米国政府が我が国のTPPに交渉参加に関する議会通知を行いました。これにより我が国は90日間の審議期間を経て7月下旬にTPP交渉参加が承認され、9月に行われるTPP拡大交渉会合が日本にとっての初会合となる見込みです。

TPPは、国民生活および日本社会全般に及ぼす多くの問題点が指摘されています。まず、すべての完全撤廃を原則とする協定であり、農業分野だけでなく、食の安心・安全、医療、保険、政府・自治体の発注など、24の作業部会で交渉が進められています。また、国内における食品添加物や農薬の残留基準、遺伝子組み換え食品の表示、牛肉のBSE輸入規制など、貿易のい障害になる

として撤廃・緩和をアメリカは強く迫っています。さらに、営利会社の医療への参入、混合診療の解禁、薬価決定にアメリカ製薬企業の関与などが迫られ、国民皆保険制度に穴をあけてしまうおそれがあります。

その上、投資家が政府に損害をこうむったと判断すれば、国際機関に訴えて賠償を求めることができる I S D 条項の導入をアメリカは強く迫っています。

今でさえも 39% の食糧自給率が、T P P に参加すればさらに落ち込むことは明らかです。滋賀県が行った米と麦の生産減少率を我が町に当てはめると、耕種生産部門合計で約 5 億 9, 000 万円から 3, 000 万円に激減します。農林産業および関連産業、地域経済に多大な打撃となることは明らかです。

安倍首相が、守るべきものは守る、交渉力を駆使すると繰り返し言明してきましたが、アメリカとの事前協議の合意では、米、乳製品、砂糖など、重要農産物の聖域確保の保障は何もないことが明らかになり、日本の交渉参加の条件とされた入場料をほとんど丸のみしたのです。その上、弱肉強食のアメリカ型ルールを押しつけられる危険度の高い二国間協議も受け入れたのです。

先行 11 カ国は、年内妥結をめざすとしており、遅れて参加表明したカナダとメキシコは、後発国は再交渉できず、交渉打ち切る権利は先発国のみとの不利な条件を承諾した上で参加が認められていたことが判明し、日本はただでき上がった合意を丸のみするだけとなる危険が高いものです。

このように、T P P が国の形を一変させる極端な交渉であるという懸念とともに、交渉内容が秘密とされることにも国民の強い不安が募っています。滋賀県下では、我が国の食と暮らし、命を守るため、農業団体、町村会、医師団体、消費者団体等が結束し、T P P から県民の命と暮らし、医療と食を守る県民会議を結成し、我が国の国益が守れず、国民の合意と理解のない T P P には参加しないことを強く要求しています。

よって、T P P の参加を行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 6 月 14 日。

滋賀県犬上郡甲良町議会。

議長 建部孝夫。

内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長あてであります。

加えて言いますと、この文案の下の 5 行目のところにあります県民会議の結成の呼びかけには、町村会、我が町の町長も参加をして結成の呼びかけをされています。以前の議会でも明らかになりましたが、ここにありますように、甲良町は農業のまちであります。もちろん T P P は農業だけの危険を伴うものではありませんが、そういう点では甲良町の重要な産業とする農業が危険にさらされる。そして、医療もその他の分野についても大変な影響を持つ分野であり

ます。甲良町議会が町民の気持ちを代弁して、この問題に進まないように意見書を上げるとするのは非常に大事なことだと思いますので、議員諸氏の賛同をお願いしまして、提案とさせていただきます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。
丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 私は我が国の食と暮らし、命と暮らし、医療や食を守る県民会議を結成し、我が国の国益を守れず、国民の合意と理解のないTPPには参加しないことを強く要求します。

よって、TPPの参加は行わないことを強く求めまして賛成意見といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、意見書第2号を採決いたします。
お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、意見書第2号は否決されました。

次に、日程第6 意見書第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成25年6月14日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 西川誠一議員。

賛成者 同じく濱野圭市議員です。

○建部議長 本意見書については西川議員から提出されておりますので、西川議員、提案説明を求めます。

西川議員。

○西川議員 提案書を読み上げ、提案説明とさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与削減に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨から見て容認できるものではありません。

地方交付税は、地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するために地方財政計画、地方交付税については国の政策方針のもとに一方向的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は増大しており、地方の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて政府に次のとおり対策を求めます。

記。

1. 地方財政計画、地方交付税総額の決定にあたっては、国の政策方針に基づき、一方向的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業の復興、環境対策などの財源需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。

3. 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。

4. 地域の防災、減災に係る必要な財源は、通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振りかえは厳に慎むこと。

5. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特定の終了をふまえた新たな財政需要の把握について対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成25年6月14日。

滋賀県犬上郡甲良町議会。

議長 建部孝夫。

内閣総理大臣様、総務大臣様、衆議院議長様、参議院議長様であります。
補足説明させていただきます。

これは、私は連合滋賀議員団に入っておるわけなんです、連合の方からの提案でもありました。要は、地方財政が圧縮されることのないようなことが大前提になっておるわけですが、予算要求そのものがこの7月から8月にかけて政府予算の概算要求基準と。12月末には政府予算案ができ上がるという中で、地方財政対策は通常見込まれる給与関係費や社会保障費等に係る歳出、地方税や法定5税分の地方交付税等に係る歳入を見積もって、なお不足する財源を国と地方で折半し、財源補填を行うことですが、2013年度で現行の補填ルールは終了してしまうということで、2014年度以降の補填ルールが白紙の状態になっておりますので、このような意見書を提出する必要があるということでございます。

議員の皆様方のご採択をよろしくお願い申し上げて私の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 2点、提出者にお尋ねをいたします。

1つ目は、民主党政権の時代に、各種の補助金をやめて一括交付税の名のもとに地方交付税を減額することを容認し、それを前提としていたことがあったというように思います。そのことについては書かれていませんが、それを提出者はどのように考えておられますか。これが1点です。

2つ目は、この文案の中に憲法の原理に基づく地方自治の全面的な確立、尊重、これがないのでありますが、提出者はこのことについてどのように考えておられるか、2点、説明をお願いします。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 お答えします。

補助金の一括交付税への云々の民主党政権時代の話ではありますが、私自身、詳しく存じておりませんのでお答えできません。

それから、憲法の云々に関しましては、ここまで私も理解せずに、この文案の中のことはいろいろと検討しましたが、憲法のところまでは踏み込んでおりません。現状で憲法の中でふまえた中でこれが提案されているものという理解で説明しております。よろしく申し上げます。

○建部議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。

ここに掲げて、意見書に掲げている5点の内容については、至極そのとおりであります。この5点を実行していく上での大きな視野は、私は不十分だということのように思っています。それが先ほど聞きました、憲法理念に基づく地方自治の全面的な尊重、確立を政府はどういう理由につけて制限してはならないというところがあります。つまり、財政の振り分けを政府権力が握っているというだけで地方財政についての恣意的な運用がこの間しばしばされてまいりました。このところをしっかりとふまえて発言を地方がしていくということが大事であります。地方重視、地方分権の名のもとで地方財政が圧迫されるということも民主党政権の中でも起こりました。そのもとは、やはり地方自治の確立、財源については十分に、大規模であろうが、小規模の自治体であろうが、この財政的に苦勞をせずきちんと国の政策で保障するというのが大事であります。このことを履行さす上で、5点については大事な視点でありますので賛成討論とさせていただきます。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** 起立全員であります。

よって、意見書第3号は可決されました。

次に、日程第7 請願第1号を議題といたします。

本請願につきましては、西澤議員が紹介議員となっておりますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○**西澤議員** 文案を読み上げまして提案説明にかえさせていただきます。

デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める請願書。

請願の趣旨。

デフレ不況からの脱却、景気・雇用対策は、国民が政府に求める最優先の課

題です。政府は13兆円の補正予算案と9兆2,000億円の2013年度予算案を編成していますが、労働者の賃金引き上げ、家計の改善と中小企業の経営安定に資する事業でなければデフレ不況からの脱却と地域経済の振興は進みません。

円安・株高の傾向から、景気見通しの明るさが報道されるようになっていますが、労働者の雇用と賃金は改善されていません。今や労働者の36%は非正規雇用で働き、4人に1人は年収200万円未満です。彼（女）らは、さまざまな職場で働き、利益を生み出している企業に貢献しながらも、みずからは低賃金ゆえに家族の支援がなければ生活困窮に陥る実態にあります。まともな賃金を得られる正規雇用の求職は少なく、ワーキング・プアからの脱出は困難です。やむなく生活保護を申請する人も増えています。

今の最低賃金は、最も高い東京で時給850円、滋賀県では716円、最も低い地方では652円です。賃金の底支えどころか、賃金抑制の役割を果たしています。低過ぎる最低賃金を改善することは景気刺激策として有効です。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財・サービスなど、中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向が強いからです。中小企業支援策を拡充しつつ、最低賃金を引き上げれば、財・サービスに対する需要が増え、中小企業の仕事も、雇用も拡大します。

経済グローバル化でアジアとの競争が激化した以上、賃金の抑制もやむを得ないとの議論もありますが、同じグローバル経済下にある先進国では、多くが最低賃金を1,000円以上とし、平均賃金を上げたり、制度の新設を進めており、低賃金を放置して企業競争力をつけようとしている国はありません。むしろスキルを身につけにくい低賃金労働者に頼る経営と労働市場は、企業の成長力と地域経済の消費購買力を失わせると見なされています。

公正取引の確立の面から見ても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価が適用する社会にすることが大切です。

憲法25条には、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定められ、労働基準法は、第1条で、労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならないとし、最低賃金法は、最賃は生活保護を下回ってはならないとしています。

低過ぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくすため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するようお願いいたします。

以上です。

どうぞ皆様のご賛同、よろしく申し上げます。

提出されている請願団体は、滋賀県労働組合総連合、議長の杉原秀典さんか

らであります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○建部議長　ここでお諮りいたします。

これより、審査願ひます請願第1号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○建部議長　異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませぬか。

（「なし」の声あり）

○建部議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませぬか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員　賛成討論を行います。

デフレ不況からの脱却と地域経済の振興ということで、最低賃金の改善と中小企業支援策拡充を求めるといふことと、それと、憲法25条には、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するといふことで、ぜひともこの意見書は賛成していただくようお願いいたします。賛成の討論を終わります。

○建部議長　ほかに討論はありませぬか。

（「なし」の声あり）

○建部議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立を願ひます。

（賛成者起立）

○建部議長　ご着席願ひます。

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択することに決定いたしました。

（「議長、議事進行」の声あり）

○建部議長　山田議員。

ただいま山田議員から辞職願ひが出されました。

ここでしばらく休憩いたします。

（午後0時05分　休憩）

（午後0時16分　再開）

○**建部議長** 会議を再開いたします。

日程を追加するまでに事前の議題を処理をしてから追加日程に入ります。

まず、次の日程第8 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布していたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第9 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、山田壽一議員から議員の辞職願が提出されました。

議員の辞職願の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、山田壽一議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定いたしました。

ここで、山田壽一議員の退場を求めます。

(10番 山田議員 退場)

○**建部議長** 追加日程第1 山田壽一議員の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、ただいま山田壽一議員の除斥を求めました。

まず、辞職願を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 辞職願。

私、山田壽一は、このたび一身上の都合により、甲良町議会議員の職を辞することに決意いたしました。何とぞご了承いただきますよう、よろしくお願い

申し上げます。

平成25年6月14日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

甲良町議会議員 山田壽一。

○建部議長 お諮りいたします。

山田壽一議員の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、山田壽一議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、山田議員の入場を許可します。

(10番 山田議員 入場)

○建部議長 ここで、山田議員に報告します。

あなたが出されました議員辞職につきましては、許可することに決定いたしましたので報告をいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

6月10日開会で、本日14日、閉会ということでございまして、今6月定例会に提案をさせていただきました報告3件、承認6件、議案7件、計16件、この初日と閉会日、議員の皆さんにはいろいろとご審議をいただき、また、一般質問においても活発な意見、あるいは提案、または要望等、多数賜りました。このことをしっかり受けて今後の行政運営に反映をさせていただきたい。このように思います。

先ほどは山田議員が辞職届を出されました。こういう任期半ばでの辞職届というのは非常に残念であります。本人が意を決して行動されたことは評価に値するというようにも思っております。今後は一般町民として長年経験したいろいろな知識を、また行政に反映できるようなアドバイスもいただけたら大変ありがたいかなというようにも思いますし、今後は十分お体の方もご自愛いただいて頑張ってください、このようにも思います。

話は少し変わりますが、今年で甲良町の夏祭りも30周年という節目の年を迎えました。もともとこの夏祭り、30年前、私が商工会の青年部長をしているときに甲良町が元気になる何かイベントはないかというようなことで、県内いろんな地域の商工会青年部が取り組んでいる事業を参考にしながら思いついたのが夏祭りであり、そして、金澤議員、山田議員、濱野議員、当時、青年部で頑張っていたいただいている仲間とともに、最初は夏祭りと産業フェアというこ

とで、行政の方からほとんど補助金が出ない中で、手探りの中で会員、1件1件みんなが手分けをしてちょうちんの寄付集めに行った。そういうことの結果、この30年という長い歴史の中で甲良町一番の大きなイベントに成長したのかなというような思いをしております。今年はちょうど節目の年でもありますし、予算も若干アップさせていただいて、記念のイベントになるように頑張って取り組みもしていきたい。そういう意味では、議員の皆さんにもご協力を併せてよろしくをお願いをしたいと思います。

次の7月28日の日曜日は、道の駅でフリーマーケット等のイベントや、子ども・幼児を対象にしたイベントの企画も今検討をしております。こうしたことで甲良町の昼間の交流人口がどんどんどんどん増えて元気になる、そういう形をつくれるのが一番ふさわしいかなという思いをしておりますので、併せてよろしくをお願いを申し上げます。

ここ巢実、気温の方も30度をはるかにオーバーし、猛暑日が既にやってきました。こうした中、熱中症にもかかりやすい、そういうことも予防していただいて、この夏場を議員の皆さんも乗り切っていただいて、さらには議員としての議員活動、しっかり頑張っていただけ、そういうことも期待を申し上げまして閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

ご苦労さんでございました。

○建部議長 これをもって、平成25年6月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後0時28分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 藤 堂 一 彦